

パブリックコメントにより提出された意見（意見 7 件、意見者 7 人）

No.	意見内容
1	（条例そのものについての意見） このたびの条例は、いわゆる「理念条例」であると思いますが、差別解消を目的とする法律がいくつか制定され、相談窓口の設置や様々な啓発活動が行われていても、市民の多くは差別や人権に関心が低く、多くの差別や人権侵害は顕在化しておりません。 そうした中、理念だけの人権条例を策定することにはたして意味があるのかと思います。 人権施策推進審議会では、人権救済条項を条例に加えることを附帯意見として提出するということですが、ぜひ条例に加えていただきたいと思います。
2	介護をする介護者の人権の配慮が大切。 条文の中に「ケアラー（介護者）に対する無関心や配慮不足」という文言を追加して欲しい。 <追加希望箇所> ・前文の「…感染症患者に対する偏見や差別」の後 ・第 2 条（3）の「…性自認、出身、障害」の後
3	【前文】 ①9行目「個人の価値観が多様化する中であっても、」は必要でしょうか。削除してもいいのでは？ ②13行目「差別を無くすために」は「不当な差別をはじめとする人権侵害行為を無くすために」に変更してはどうでしょうか？ 12行目にも記述があるように、人権侵害行為は差別だけではないため。 【第5条】 ①市の「責務」としている条項なので、「努める」よりも「取り組む」などの表現の方が、第6条、第7条の市民等や事業者の「役割」との差別化が図られるように思います。 【第8条】 ①第1項と第2項の違いがよくわかりません。一つにまとめたほうがわかりやすいように思います。 また、その際、「●●と連携して」などの表現を入れることで、本市だけでなく誰かと一緒になって…と言うような意味合いも含めてみてはどうでしょうか。
4	今後、子どもたちに理解しやすい別冊のようなものがあるとよいのではないかと思います。 勉強会などの開催があると広く周知することに繋がると思いました。
5	条例なので仕方ないことかもしれませんが、全体的に読みづらく難しい描写で取りつきにくい文章で、まずこの条例を読もう・見ようと するだけで「人権＝難しい」と感じられそうだと思います。 時世柄もう少し柔らかな表現であれば良いかなと思います。
6	全国的に見てもこのような人権に関する条例はたくさん制定されているようですが、宇部市でも罰則の無い条例にされるようですね。 日本国憲法で基本的人権の保障は明記されているのにあえて条例を制定する意味があるのか疑問です。 罰則が無いということは、あくまで努力義務・理念条例という認識で良いのでしょうか？ 果たしてこの条例制定でどれ程効果があるのかわかりませんが期待はしています。
7	総論的に 「人間が尊重される都市づくり」を進めるうえで条例制定が必要なのか。条例という形ではなく「宣言」のような形でよいのではないか。 条例案では「しかしながら、今日においてもなお、人権に関する社会的課題は数多く存在し、……多様な形態の人権侵害が見受けられます。」とありますが、本市においてもそのような差し迫った状況があるという認識は示されていません。 条例は地方公共団体が制定できる法規ですが、住民に義務づけたり、権利を制限したりする側面も有するものであることを考えれば、その制定には慎重さを要すると思います。 本市における人権状況が条例化を求めるものなのか疑問です。 条例という形ではなく「宣言」のような形でよいのではないかと思います。 内容面について 前述のように、条例化は必要ではないと思っていますが、条例化するのであれば、以下の点で考えを述べさせていただきたいと思います。 【5 条】（市の責務）について 「市民等及び事業者の人権意識の高揚に努めるとともに、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を積極的に推進しなければならない」とあります。この場合の「必要な人権施策」というのは、市民や事業者の人権意識高揚に必要な施策と読み取れますが、これでは不十分だと思います。 市が行っている施策自体が市民の基本的人権を保障するものになっているかどうかを自己点検することも市の責務ではないでしょうか（人権尊重は差別問題に限定されるものではないのですから）。これも明記すべきだと思います。 例えば、市の健康・福祉行政が憲法 2 5 条で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するものになっているか。市の教育行政が憲法 2 6 条で保障されている「能力に応じてひとしく教育を受ける権利」を保障するものになっているか等々。 【1 0 条】（調査等） 「部落差別の解消の推進に関する法律」の附帯決議（平成28年12月8日／参議院法務委員会）には、「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること」と記されています。 本条例案にある「調査および情報の収集」においても同様に新たな差別を生むことがないように留意し、その内容、手法等について慎重に検討されることを要望します。